

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 24 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目13番2号

氏名 西武建設株式会社 関東支店

支店長 見寺 泰司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-662-9532

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 事業場の名称 | 西武建設株式会社 関東支店 |
| 事業場の所在地 | 埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目13番2号 |
| 事業の種類 | 06 総合工事業 |
| 産業廃棄物処理計画における計画期間 | 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで |

産業廃棄物処理計画における目標値

| 項目 | 目標値 | 項目 | 目標値 |
|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| 排出量 | 0.00 t | 全処理委託量 | 0.00 t |
| 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 | 0.00 t | 優良認定処理業者への処理委託量 | 0.00 t |
| 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 | 0.00 t | 再生利用業者への処理委託量 | 0.00 t |
| 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 | 0.00 t | 認定熱回収業者への処理委託量 | 0.00 t |
| 自ら埋立て処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 | 0.00 t | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | 0.00 t |

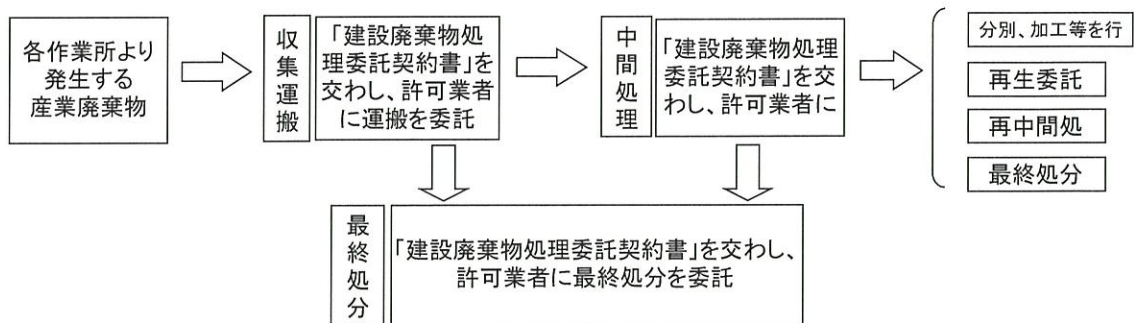
※事務処理欄

産業廃棄物の一連の処理の工程

1) 産業廃棄物の「収集運搬・処分許可業者」と委託契約書を交わしマニフェストにて管理する。

(原則:電子マニフェストにて処理する。)

契約前に、許可証の有効期限・許可内容、車両一覧表、運搬ルート図、反社会的勢力でないこと等を確認してから契約を行う。



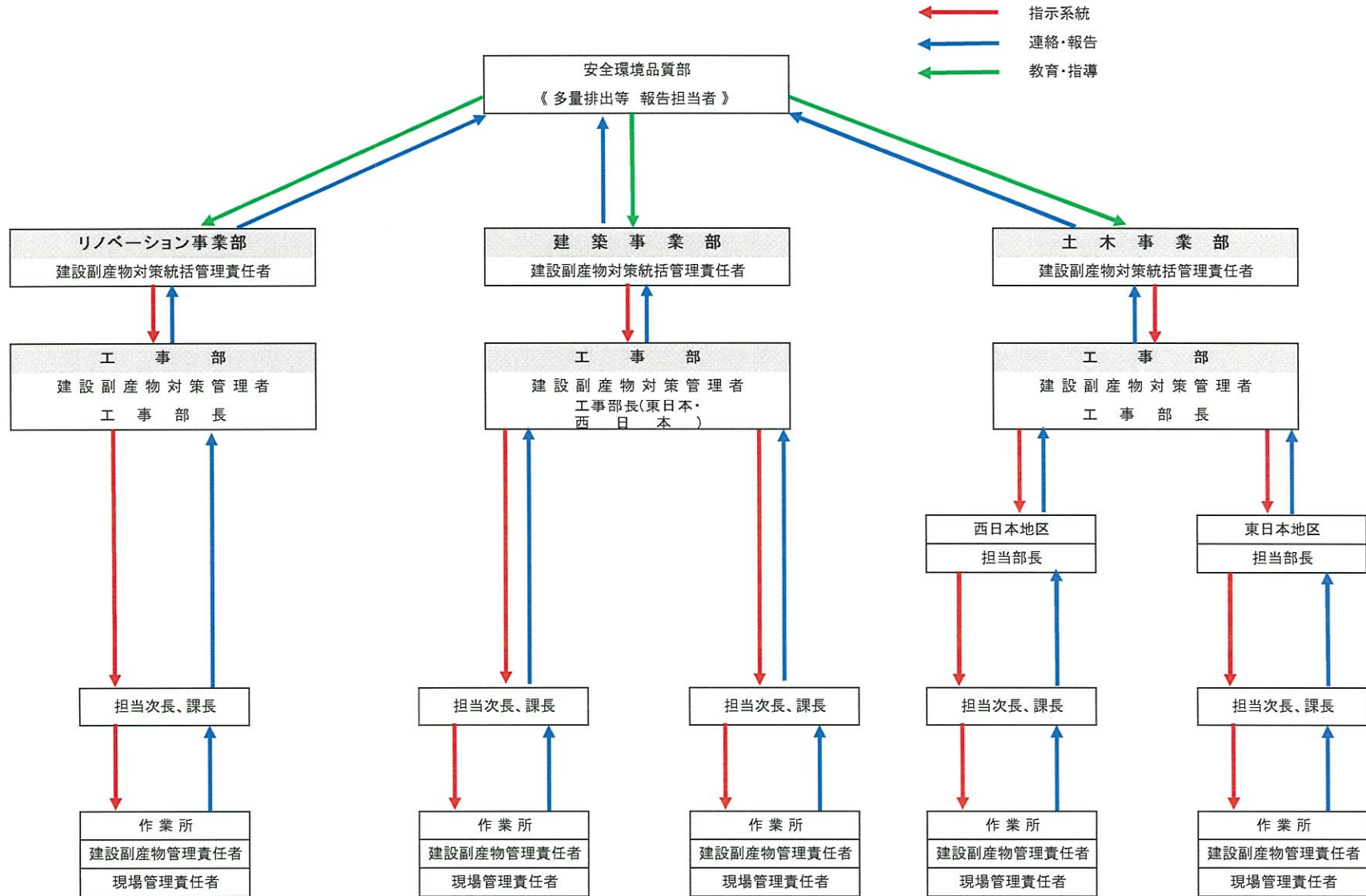
2) 産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・建設汚泥 再生処理業者に委託 → 脱水 → 改良土・流動化処理土他として販売
- ・廃プラスチック類 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → RPF(固形燃料)として販売(サーマル燃料)
破碎、選別 → 塩素系は、安定型処分場に埋立
- ・紙くず、ダンボール 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生紙、代替え燃料 等
- ・木くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生紙、代替え燃料 等
- ・繊維くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → RPF(固形燃料)、肥料
- ・金属くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 金属原料他
- ・がれき類(コンクリ、アスファルト他) 再生処理業者に委託 → 破碎 → 再生原料として売却
- ・廃油 再生処理業者に委託 → 油水分離、遠心分離 → 再生重油として有価売却若しくは最終処分
- ・廃酸 再生処理業者に委託 → 廃液処理設備で中和酸化還元凝集沈殿 → 有価売却
- ・廃アルカリ 再生処理業者に委託 → 廃液処理設備で中和酸化還元凝集沈殿 → 有価売却若しくは焼却処分
- ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯) 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生ガラス製品、アルミ材、水銀
- ・ガラスくず、コンクリートくず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生原料として売却若しくは最終処分(安定型)
及び陶磁器くず
- ・混合廃棄物 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 分別し各品目ごとにリサイクルを行う
- ・石綿含有建材(特管) 最終処分場業者(安定型に埋立)

建設副産物対策管理組織図

別紙2

作成日 2025年4月1日



※やむなく、紙マニフェストを使用した場合は、随時 (株)イーリバーズドットコムに登録する。「情報の一元化」